

質問に対する回答

No	該当資料名	質問事項	回答
1	物件調書	1階東側について、自販機スペース 1,000mm×800mmとございますが現状の自販機は1,190mm×900mm（転倒防止板含む）です。ゴミ箱を含む総トータル貸付面積を越えなければ幅、奥行については調整可能であるとの認識でよろしいでしょうか？	自販機スペース幅を1,200mm、回収ボックススペースを512mmに変更します。また、「市が通行等の障害にならないと認める場合は、仕様書6（1）によらず、貸付面積を超えて転倒防止板を設置することができる。」とします。
2	仕様書	2階東側について、1,700mm×720mmとございますが、こちらは転倒防止板を含む解釈でしょうか？自販機本体のみの解釈でしょうか？仮に転倒防止板を含む解釈であれば貸付仕様書（6）安全対策 ア転倒防止「自動販売機据え付け基準」（JIS規格）を順守した措置を講じ…は履行出来ません。現状の取置状況も上記を満たした据え付けになっておりませんかでしょうか？ 基準を満たすのであれば900mmの転倒防止板は必要ではないのでしょうか？ 4階建て2階設置背面壁 自販機730mm 本入札には直接関係はございませんが3階の設置が基準を満たしている設置かと存じます。尚、4階の設置も明らかに基準は満たしております。	今回入札対象としている市役所本庁舎は免震構造であるため、物件調書1欄外を「本庁舎は、免震構造のため仕様書6（6）によらず、市が認めた転倒防止策とすることができる。」とします。
3	仕様書	販売品目について、今回販売品目が飲食物となっておりますが、品目の全てを満たす必要はない認識でよろしいでしょうか？ 飲料のみの自販機でも問題ない認識でよろしいでしょうか？	飲料のみの自動販売機でも問題ございません。仕様書6（3）販売品目につきましては、販売可能な品目として表記しています。